

常務理事	事務長	課長	係

厚生年金保険法第128条の届

平成 年 月 日

日本税理士厚生年金基金 御中

事業所番号

(事業所名)

(事業主名)

印

平成 年 月 日提出（該当届出の送付日を記入してください）の加入員関係届書について、日本年金機構から確認又は決定の通知を受けましたので、厚生年金保険法第128条の規定にもとづき下記のとおりお届けいたします。

記

（該当する番号を○で囲み、2を選択する場合は日本年金機構の決定通知のコピーを添付してください）

1. 加入員関係届書の記載は日本年金機構の確認又は決定と相違ありません。
2. 一部相違がありますが、その明細は別添のとおりです。

（該当する届出の番号を○で囲んでください）

1. 加入員資格取得届
2. 加入員資格喪失届
3. 加入員報酬標準給与月額算定基礎届
4. 加入員報酬標準給与月額変更届
5. 加入員賞与標準給与支払届

（注）この書面は、日本年金機構から加入員関係届書について確認または決定の通知があり次第、すみやかに基金へ提出してください。なお、この書面を基金に提出した後、日本年金機構で訂正があった場合には、必ず当書面に日本年金機構の決定通知のコピーを添えて基金にお届けください。

以上

《参考》

: 改正前厚生年金保険法

第128条 設立事業所の事業主は、加入員に関する第18条第1項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定につき第29条第1項の規定による通知があったときは、すみやかに、その通知があった事項を基金に届け出なければならない。

: 厚生年金保険法

第18条第1項 資格の取得・喪失について厚生労働大臣の確認により効力を生じる。

第29条第1項 資格の取得・喪失の確認、標準報酬の決定若しくは改定を厚生労働大臣が事業主に通知する。

附則第94条 設立事業所の事業主が、改正前厚生年金保険法第128条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした時は、10万円以下の過料に処する。